

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【公開番号】特開2003-213196(P2003-213196A)

【公開日】平成15年7月30日(2003.7.30)

【出願番号】特願2002-12760(P2002-12760)

【国際特許分類第7版】

C 0 9 D 127/12

B 3 2 B 27/30

C 0 9 D 5/03

C 0 9 D 151/06

【F I】

C 0 9 D 127/12

B 3 2 B 27/30 D

C 0 9 D 5/03

C 0 9 D 151/06

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月13日(2004.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

含フッ素樹脂( B )を主成分とする含フッ素樹脂粉体塗料組成物において、含フッ素樹脂( B )100質量部に対して、下記の粒子( C )が0.1~10質量部含まれてなることを特徴とする含フッ素樹脂粉体塗料組成物。

粒子( C )：コアと1層以上のシェルとからなるコアシェル構造を有する平均粒子径が0.01~2.5μmの粒子であり、かつシェルの少なくとも1層および／またはコアが含フッ素ポリマー( A )からなる粒子である。ただし、平均粒子径とは、動的光散乱法により測定した重量平均粒子径である。

【請求項2】

前記含フッ素樹脂( B )が、エチレン性不飽和基を有する含フッ素モノマー( X )を重合することにより得られる含フッ素重合単位( X )を有するものである、請求項1に記載の含フッ素樹脂粉体塗料組成物。

【請求項3】

前記粒子( C )が、コアとして軟質フッ素ポリマー、シェルとしてコアよりも高硬度のポリマーである、請求項1または2に記載の含フッ素樹脂粉体塗料組成物。

【請求項4】

塗膜を有する物品であって、該塗膜が請求項1~3のいずれかに記載の含フッ素樹脂粉体塗料組成物から形成されてなる物品。